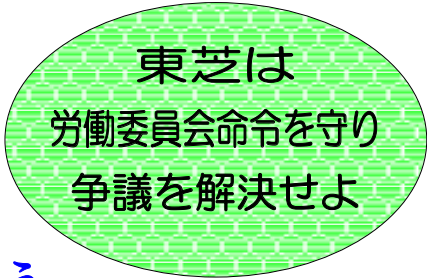


組合活動や思想信条による差別、男女差別、派遣やパートの差別

# 差別をなくして 明るい職場を

## 憲法を職場に生かそう



「人減らしリストラ、年金や医療保険改悪、増税で将来の生活が心配」「派遣やパートの労働条件の格差をなくしてほしい」「成果主義賃金で四十代で賃金頭打ち、成績査定も不公正だ」「子供たちが就職難で困っている」  
このような弱肉強食の社会の中で、新たな差別がでてきているのではないのでしょうか。

### 差別をなくすたかいたに 大きなご支援を

地域のみならず  
東芝や東芝関係会社で働いているみなさん  
私たちは「雇用を守り賃上げを」「職場に憲法を」と、切実な要求の実現と働く者の権利を守る組合活動に取り組んできました。  
いま、憲法や労働基準法、労働組合法で保障された働くルールを職場に生かすためには、組合活動や思想信条を理由とした差別をなくすことが大切ではないでしょうか。  
私たちは、職場・地域での取り組みと、労働委員会での全面的勝利命令を力にして、皆さんとともに、差別をなくすために頑張ります。



## ひとりひとりの人権が大切にされる 差別のない明るい職場をつくるため



自公連立政府は、財界やアメリカのいいなりになって、憲法九条を改悪してアメリカと一緒に戦争する国にしようとしています。  
東芝の職場を明るくする会は「差別をなくして明るい職場を」の要求をきっかけ、「憲法九条を守れ」の運動と連帯してたたかっています。皆様の大きなご支援をお願いします。

### 憲法 第十四条

「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」

### 労働基準法 第三条

「使用者は、労働者の国籍、信条または社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いはしてはならない」

### 労働組合法 第七条

「使用者は、次の各号にかかげる行為をしてはならない。」

- ① 労働組合活動を理由に差別すること。
- ② 団体交渉を拒否すること。
- ③ 労働組合を支配し介入すること。」

東芝の職場を明るくする会 2005年 4&5月

# 東芝は労働委員会命令を守り 差別争議の全面一括解決を

## 神奈川県労働委員会に続き 中央労働委員会も差別是正を命令

東芝の職場を明るくする会は、「労働組合運動の弱体化をねらった賃金や資格の差別を是正せよ」という要求で団結して、神奈川県労働委員会への差別是正申立てと、社長や職場の上司への差別是正申入れ運動に取り組んできました。

- ◆ 九五年 第一次地労委申立て（十名）
  - ◆ 九六年 差別是正社長申し入れ（四五名）
  - ◆ ○三〇〇四年 第二次地労委申立て（九名）
  - ◆ ○三年 差別是正社長申し入れ（三十名）
- このほかにも、職場の仲間は、本社勤労部や工場にたいして差別是正申入れをおこなってきました。  
○一年に神奈川県労働委員会は、申立人の訴えを全面的に認める命令をだし、○四年には国の行政機関である中央労働委員会が、会社側の再審査申立てを棄却して、再び東芝に差別是正を命令しました。

### 職場の仲間・神奈川労連・全労連と

### 団結して闘う「明るくする会」のご支援を

会は争議の早期解決を実現するために第二次申立てをおこなって運動を広げ、職場の仲間・弁護士との団結によって○五年六月に審問を終了します。  
会は、神奈川労連をはじめとする組合や団体による支援共闘会議を結成し、全労連の運動と連帯して

たたかいた、○五年中に東芝と関係会社での差別是正を実現することをめざしています。  
東芝の職場を明るくする会のたたかいたに、皆様の大きなご支援をお願いします。

ホームページに、みなさんのご意見、ご要望をお寄せ下さい



<http://www.kki.ne.jp/akaruku-tsb>

検索は「東芝の職場」と入力して下さい



東芝の職場を明るくする会（人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会）

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル (Tel&Fax : 044-533-1408)